

## NFT オークション規約

この規約（以下「本規約」といいます。）は、SBIアートオークション株式会社（以下「当社」といいます。）が行う NFT のオークション（以下「オークション」といいます。）の取引等についての詳細を定めるものです。オークションにおいて、販売委託者、買受希望者等（第6条に定める登録を行い、オークションへの参加を希望する者及びオークションへ参加する者をいいます。以下同じ。）その他本規約の適用対象となる者（いずれも法人との取引においては、法人及びその代表者又は取引責任者を含みます。以下同じ。）は、オークションへの参加（下見会（第3条第1項に定義するものをいいます。）への入場並びに販売委託者と当社との間における NFT（ブロックチェーン技術を用いて発行されるノン・ファンジブル・トークンをいいます。以下同じ。）の販売委託契約（以下「販売委託契約」といいます。）の締結を含みます。）をもって、本規約に同意したものとみなし、本規約を遵守しなければならないものとします。

### 第1章 オークション参加前

#### 第1条 （オークション対象 NFT）

1. 当社は、次に掲げる行為の全部又は一部について委託の申込みを受け、当社の審査を通過したもののについて、当該行為を受託します。
  - (1) 美術品等（以下「作品」といいます。）を当社所定の方法により NFT 化（作品に関連づけた NFT を発行することをいい、その手法及び技術的な仕様その他関連する事項については、当社・販売委託者が別途協議のうえ合意するものとします。以下同じ。）すること
  - (2) 前号により発行された NFT 及び作品（NFT と同時に出品する場合がありますが、作品が出品されるとは限りません。以下「NFT 及び作品」の記載は同様の意味を有するものとします。）、又は当社所定の方法によらずに発行された美術品等に係る NFT 及び作品をオークションにより販売すること
2. 前項の審査は当社所定の基準により当社が自由裁量により行うため、前項の受託をお断りすることがあります。当社は、当該審査の基準、方法及び内容を公開・公表する義務を負わないものとします。

#### 第2条 （NFT の仕様等）

1. 作品は、その性質上新品でないため、現状有姿のまま販売されます。当社は、作品のシミ、キズその他の瑕疵、欠陥等について一切責任を負いません。
2. NFT の技術仕様その他 NFT の性質に関する事項（その管理に使用するブロックチェーン及びウォレットに関する事項、利活用や再販売を含む取引に関する技術的又は契約上の制限を含み、以下「技術仕様等」といいます。）は、個々の NFT により異なることがあります。販

売委託者及び買受希望者等は、技術仕様等に関して当社が提供する一切の情報を、自らの費用と責任により精査するものとします。

3. 買受希望者等は、オークションの対象は NFT 及び作品に限られ NFT 保有者が利用可能なコンテンツその他の情報自体を対象とするものではないこと、当社が NFT 及びこれに関連する技術について助言を提供する者でないこと、当該技術及びその利用方法には発展途上である部分も多く評価が定まっていないこと、NFT の保有や取引に際しては買受希望者等の居住国をはじめとする各国の法規制を遵守する必要があることをそれぞれ確認し、了承するものとします。

### 第3条 (下見会)

1. 当社は、オークションの前に買受希望者等が作品等（NFT 及び作品、技術仕様等、その他当該 NFT 及び作品に関連する一切の情報並びにこれらの複製物を含みます。以下同じ。）の下見を行うための展覧会（以下「下見会」といいます。）を開催することができ、その場合、作品等を買受希望者等に対し展覧します。
2. 当社は、下見会への入場を希望する者に対し、身分証明書等の呈示を求めることがあります。
3. 当社は、当社の裁量により、理由を告げることなく、下見会への入場をお断りし、また、入場した者の退場を求めることがあります、その場合は、直ちに当社の指示に従っていただくものとします。
4. 買受希望者等は、下見会にて作品等を見分、調査することができますが、下見会の会場において、当社の事前の承諾なしに次に掲げる行為を行ってはならないものとします。
  - (1) 作品等その他の展示物、展示壁及び展示ケースに触れること。
  - (2) 作品等の撮影
  - (3) 飲食及び喫煙
  - (4) 動物（盲導犬、介助犬、聴導犬を除く。）の同伴入場
  - (5) その他当社が禁止する事項
5. 当社は、下見会における作品等の内容及び状態と、オークションの当日における当該作品等の内容及び状態との差異について、一切責任を負いません。
6. 当社は、下見会の会場内を、ビデオカメラ等の機器を用いて撮影及び録画することができるものとします。
7. 当社は、下見会をオンラインで開催する場合も、前各項に準じてこれを運営するものとします。

### 第4条 (カタログ)

1. 当社は、オークションの参考資料として NFT 及び作品のカタログ（以下「カタログ」といいます。）を作製し、頒布することがあります。

2. カタログに表示されている図版は、あくまで参考資料としてご利用いただくことを目的とするものであり、作品の色調、形状、状態等（以下「色調等」といいます。）を正確に表すものではありません。
3. カタログに記載された解説及び説明（技術仕様等、作者名、題名、材質、修復、署名、サイズ、制作年度、制作場所、鑑定、来歴、文献等）は当社が調査したのですが、あくまで買受希望者等の参考のために記載されるものです。
4. カタログに記載された評価額（日本円で上限及び下限の2つを記載しますが、この評価額には当社の手数料及び消費税は含まれません。以下同じ。）は、NFT 及び作品の現下の市況その他に基づき当社が適切と考えた金額ですが、あくまで買受希望者等の参考のために記載されるものであり、オークションによる実際の売買価格はこの評価額に一切拘束されるものではありません。但し、当社及び販売委託者間において別段の合意がなされた場合を除いて、販売委託契約に定める最低売却価格（以下「最低売却価格」といいます。）を下回る価格では売却されません。
5. 買受希望者等は、自らの判断及び責任に基づいて NFT 及び作品の買い受けの申出（代理人又は使用者をして買い受けを申し出る場合を含みます。）をするものとし、当社は、本規約に特に定める場合を除き、カタログの図版の色調等、カタログの記載事項等、その他カタログに掲載される一切の情報等について責任を負いません。

## 第5条 （カタログ記載の変更）

カタログ記載の解説及び説明は、予告なく変更されることがあります。この変更は、オークションの会場における書面による掲示により、又は当社が指定するオークションを取り仕切る者（以下「オークショニア」といいます。）が NFT 及び作品のオークションに着手する前に口頭で説明することによりなされます。当社はカタログの記載内容の変更に関して一切責任を負いません。

## 第2章 オークション

### 第6条 （登録）

1. 買受希望者等及びその代理人又は使用者は、オークションに参加するために、事前に当社指定の登録手続を行う必要があります。この手続を行わなければオークションの当日、会場に入場できず、また入札できない場合があります。
2. 前項の登録は、次の各号のいずれかの方法によるものとします。
  - (1) 当社ウェブサイト上の登録フォームから必要事項を入力し、当社が別途指定する本人確認書類及び本人の委任状（委任状については代理人又は使用者による登録の場合に限ります。以下同じ。）を、当社ウェブサイトを通じて当社に提出する方法

- (2) 次に掲げるいずれかの方法により登録申込書を取得し、必要事項を記入のうえ、当社が別途指定する本人確認書類及び本人の委任状を、郵送、電子メール、ファックス又はオークションの会場へ持参のいずれかの方法により当社に提出する方法
- ① 当社ウェブサイトよりダウンロードする方法
  - ② 当社に電話又はメール等で登録申込書の送付を依頼する方法
  - ③ 下見会又はオークションの会場にて配布される登録申込書を取得する方法
  - ④ その他当社の指定する方法
3. 当社は、当社の裁量により、前項の登録の申込みをお断りし、又は登録済の者でもオークションの会場への入場をお断りし、若しくはオークション会場からの退場を求めることがあります。当該指示を受けた者は、直ちに当該指示に従うものとします。

## 第7条 (パドル)

1. 買受希望者等が、オークションの当日、当社指定の確認書類にて具体的なオークション方法や落札条件等を確認のうえ、その内容に同意したことを証するため当該確認書類にサインをし、オークションの会場の受付に提出した場合、当社は引き換えにパドル（番号を記載した札）を交付します。
2. オークションニアが買受希望者等に対し、パドルを掲げて見やすくするよう求めたときは、買受希望者等は直ちにその指示に従うものとします。
3. 買受希望者等は、自らのパドルの番号を常時認識し、オークションニアが随時述べるパドルの番号に注意を払うものとします。
4. 買受希望者等は、パドルを紛失したときは直ちにオークションの会場の当社係員にその旨を伝えるものとし、また、オークション終了時又は途中退場時には、当社係員にパドルを返還するものとします。
5. 買受希望者等は、交付されたパドルを自己の責任により管理するものとし、パドルを紛失したために入札ができなかった場合、又は交付されたパドルが第三者の手に渡り不正利用されたことに起因して損害が発生した場合であっても、当社は責任を負いません。

## 第8条 (オークションの方法)

1. オークションは、オークションニアの主催の下で、買い受けの申出の額を競り上げていく方式により行われます。なお、オークションにおける買い受けの申出の額は、当社の手数料及び消費税を含まない金額で行われるものとします。但し、理由の如何を問わず、オークションニアが買い受けの申出の額を相当と認めない場合は、当該買い受けの申出を採用しないことができるものとします。
2. 当社は、最低売却価格に至るまで、販売委託者のために買い受けの申出を行うことができるものとし、この買い受けの申出の方法はオークションニアを通して行う方法その他当社の裁量による方法により行われます。

3. 当社は、オークションに出品された **NFT** 及び作品の販売委託者名及び最低売却価格を公表しないものとします。但し、販売委託契約に基づき当社が公表できる場合その他販売委託者の同意がある場合はこの限りではありません。
4. オークションは、カタログに記載した **NFT** 及び作品の番号（以下「ロット番号」といいます。）順に行われますが、当社は事前の通知なく、予定した **NFT** 及び作品のオークションを撤回することがあり、又は同一のロット番号の複数の **NFT** 及び作品を分割してオークションに付し、若しくは、複数のロット番号の **NFT** 及び作品を一括してオークションに付すことがあります。
5. オークションはオークショニアの裁量の下に行われるものとし、オークショニアが、競りの第一声（発句）及び競り上げの値幅の決定等を行います。なお、最低売却価格が設定されている場合でも、競りの第一声はこれに拘束されず、最低売却価格を下回り、又は上回る場合があります。
6. 競りは、オークショニアの競りの第一声から開始され、最初の付け値である競りの第一声の金額に対する買い受けの申出（パドルの掲示等）は、同金額に競り上げの値幅を加算した金額になります。
7. 複数の者が共同の名義により、一つの買い受けの申出をすることはできません。
8. オークションの会場における買い受けの申出は、パドルを掲げること、ジェスチャー（身振り、手振り、顔つき等）などにより行い、買受希望者等は、自らの買い受けの申出がオークショニアに認識されていないときは直ちにオークショニアの注意を引く行動をとる必要があります。オークショニアが買い受けの申出を認識しなかった場合であっても、当社は一切責任を負いません。
9. オークショニアはあらゆる買い受けの申出に対し、理由を告げずこれをお断りすることができます。
10. 買い受けの申出は、次に掲げる場合には失効します。
  - (1) より高額な買い受けの申出（当社の買い受けの申出を含みます。）があったとき。
  - (2) オークショニアが買い受けの申出を拒否したとき。
  - (3) 最低売却価格に達せずオークションが終了したとき。
  - (4) オークションが中断されたとき。
11. オークショニアは、買い受けの申出の額のうち、オークショニアが認識し得た最高額のことを3回以上呼び上げた後ハンマーを打ちます。オークショニアがハンマーを打った時点で、その最高額の買い受けの申出をした者（代理人又は使用者による買い受けの申出である場合は買受希望者等本人）を買受人として決定し（以下、買受人と決定した者を「落札者」といいます。）、当社との間で、当該金額（以下「落札価格」といいます。）にて **NFT** 及び作品を売買する売買契約（以下「売買契約」といいます。）が成立するものとします。
12. 最高額の買い受けの申出をした者が、その申出を撤回した場合であって、当該撤回が、オークショニアがハンマーを打つ前になされたことが明らかでないときは、オークショニアはそ

の裁量により、当該最高額の買い受けの申出をした者（代理人又は使者による買い受けの申出である場合は買受希望者等本人）を買受人として決定し、又は次順位の買い受けの申出をした者（代理人又は使者による買い受けの申出である場合は買受希望者等本人）を買受人として決定することができます。

13. オークションに関する紛争、紛議はオークショニアがその裁量により裁定するものとし、オークションに参加している者は全てオークショニアの裁定に従うものとし、
14. 当社は、オークション会場内を、ビデオカメラ等の機器を用いて撮影及び録画することができるものとし、

## 第9条（書面、電話等による NFT 及び作品の買い受けの申出）

1. NFT 及び作品の買い受けの申出は、オークションの会場に入場して行うほか、書面（ファックスを含みます。）及び当社ウェブサイト（以下「書面等」といいます。）並びに電話により行うことができます。なお、電話による買い受けの申出を行う場合には、本条第4項に定める事前の申出が必要になります。
2. 書面等による買い受けの申出又はその撤回は、当社所定の「書面および電話買受申出書」（以下「申出書」といいます。）の送付若しくは送信又は当社ウェブサイト上での入力により行うものとし、買い受けの申出にあたっては、買い受けを希望するロット番号と買い受けを希望する上限額（以下「買受上限額」といいます。）を申し出るものとし、
3. 買受希望者等は、書面等による買い受けの申出又はその撤回を行う場合、オークションの日の直前の営業日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く日）の午後5時までに申出を行います。郵便事情、ファックス回線障害、インターネット回線障害その他理由の如何を問わず書面等が到達しなかったことにより、買い受けの申出又はその撤回がオークションにおいて執行されなかった場合であっても、当社はその責任を負いません。
4. 買受希望者等は、電話による買い受けの申出又はその撤回を行う場合、オークションの日の直前の営業日の午後5時までに申出を行います。電話による買い受けをする旨の申出は、当社所定の申出書の送付若しくは送信又は当社ウェブサイト上での入力により行うものとし、買受希望者等は、買い受けを希望するロット番号を申し出るものとし、オークション会場に架設された電話の台数は限られているため、電話による買い受けの申出を希望する買受希望者等が多い場合、当社は、当該申込みをお断りすることがあります。
5. 当社は、オークション当日、競りの第一声の直前に会場に架設された電話から、前項の申込みにあたり買受希望者等が指定した電話番号に架電し、買受希望者等は当該電話回線を通じて買い受けの申出を行うことができるものとし、電話回線の中断、電話取次ぎの手違い、

無応答等により、買い受けの申出がオークションにおいて執行されなかった場合であっても、当社はその責任を負いません。

6. 当社は、書面等又は電話により買い受けの申出をした者に代わってオークションの会場において買い受けの申出をするものとし、その方法は、オークションアを通じて行うほか、当社の裁量により決定する方法により行います。よって、書面等又は電話によりオークションに参加をした者は、当社に対し本項の行為を行う権限を授与し、かつ、当社が販売委託者と買い受けの申出をした者の双方の委託を受けることについて、あらかじめ承諾したものとみなし、かつ、当社が委託を受けて入札しようとする金額と同額で、他の買受希望者等が先に買い受けの申出を行う可能性があることについて、あらかじめ承諾したものとみなします。
7. 書面等による買い受けの申出をした者は、その買受上限額が他の買い受けの申出の中で最高のもの及び最低売却価格の双方より高い場合に、他の買い受けの申出の中で最高のもの又は最低売却価格のいずれか高いものにオークションアが適当と判断する値幅を加えた金額（但し、書面等により買受申出をした者が示した買受上限額を超えない額）を落札価格として、落札者となることができます。この場合の売買契約成立は、前条第 11 項にかかわらず、オークションアがハンマーを打ち、NFT 及び作品が落札された旨当社のオークションサイトで閲覧できるようになったとき、又は次条第 2 項及び第 12 条第 4 項第 1 号で定める電子メール若しくは書面を当社が当該落札者に対して発送したときのいずれか早い時点とします。
8. 同一の NFT 及び作品に対し、買受上限額が同一の複数の書面等による買い受けの申出があった場合は、先に当社に到着した申出が優先されます。なお、買受上限額が同一の有効な複数の申出が同時に到着した場合は、抽選により決定します。
9. 当社は、書面等又は電話による買い受けをする旨の申出又はその撤回に対し、理由を告げずこれをお断りすることがあります。この当社のお断りの意思表示が当該買受希望者等に到達しなかった場合であっても、当社はその責任を負いません。
10. カタログの記載の解説又は説明等が変更された場合、書面等又は電話による買い受けをする旨の申出又はその撤回は、変更された解説又は説明等に従って行われたものとみなされます。当社は可能な限りこの変更を通知するものとしませんが、当該変更があらかじめ当該買受希望者等に伝達されなかった場合であっても、当社はその責任を負いません。
11. 書面等又は電話による買い受けの申出をした者が落札者となった場合、当社は同人に対し、速やかにその旨を通知します。

### 第 3 章 オークション参加後

#### 第 10 条 （購入代金の支払）

1. 落札者は、当社に対し、落札価格及び落札価格の 15.0%相当額（金 1 円未満の金額は切り捨てるものとし、）の手数料並びに手数料にかかる消費税（以下、これらを合算したものを「購入代金」といいます。）を支払うものとし、当社に、落札者の居住国における租

税その他 NFT 及び作品の取引に関して発生する一切の費用であって本規約に記載のないものを負担しません。

2. 当社は、落札者に対し、オークション終了後速やかに、購入代金を記載した請求書を郵送又は電子メールにて送信します。
3. 落札者は、当社に対し、購入代金をオークションの日（オークションが複数日にかけて開催される場合は、最終日をいいます。）から同日を含む 10 営業日以内（以下、この期間を「支払期間」といいます。）に、日本円により、当社が別途指定する銀行口座に対する振込送金（支払期間内に着金することを要します。）により支払うものとします。振込手数料は、落札者が負担するものとします。

#### **第 11 条 （危険負担及び所有権の移転）**

1. 売買契約成立時点以降の当社の責に帰すべからざる事由による NFT 及び作品の滅失、紛失、盗難、毀損その他一切の危険は、落札者の負担とし、落札者は購入代金の支払を免れることができません。
2. オークション対象に作品が含まれる場合、落札者が購入代金等（次条第 1 項に定める意味を有するものとします。）を完済した後、当社が作品を落札者に引き渡した時点で当該作品の所有権は落札者に移転します。

#### **第 12 条 （NFT の移転及び作品の引渡し）**

1. 当社は、落札者が購入代金を完済した後、NFT を当社指定の方法により、落札者に対して移転します。但し、落札者が購入代金のほかに、当社に対し履行期に達している他の債務（以下、購入代金及び履行期に達している当社に対する全ての債務を「購入代金等」といいます。）を負担している場合は、購入代金等の支払を全て履行するまで、当社は落札者に対して、NFT を移転することを要しないものとします。
2. NFT の移転完了後の事故（滅失、紛失、盗難、毀損等）について、当社はその責任を負いません。落札者は、NFT の移転を受ける際に利用するウォレット、サービスその他一切の利用環境を自己の負担と責任により管理するものとします。
3. NFT の移転後は、落札者は、当社に対し、作品違いの主張を行うことができません。但し、当社が、誤って落札されたものと別の NFT を落札者に移転した場合はこの限りでないものとし、落札者は、当社に対し、速やかに移転を受けた当該 NFT を返還するものとします。
4. オークション対象に作品が含まれる場合、前三項に加え、次に掲げる規定が適用されるものとします。
  - (1) 当社は、オークション終了後速やかに請求書とともに落札作品の受取方法等を当社にご連絡いただく書面（以下「指示書」といいます。）を落札者宛に郵送又は電子メールにて送信します。



- (2) 落札者は、請求書にもとづき購入代金の支払を完了した日から20日以内（但し、この期間の最終日が営業日でない場合にはその翌営業日までとします。以下、この期間を「引渡期間」といいます。）に、落札者の費用負担において作品を引き取るものとし、これをもって当社から落札者に対する作品の引渡しを完了したものとします。但し、落札者が当社に対し購入代金等を負担している場合は、その支払を全て履行するまで、当社は落札者に対して、作品を引き渡すことを要しないものとします。
- (3) 落札者は、事前に必要事項を記入し、署名又は記名押印をした指示書を当社に郵送することにより、落札者本人又は代理人が当社において落札作品を引き取ることができます。当社は、当社に作品の引取りに向いた者が提示した本人確認書類（別途当社が指定する本人確認書類をいいます。）の確認をもって、落札者本人又は落札者から正当に権限を授与された代理人若しくは使者であると判断した場合、落札者本人又はその代理人若しくは使者が署名又は記名押印をした受領書の提出を受けた後、作品を引き渡すものとします。当社が本項所定の手続を経たにもかかわらず落札者以外の第三者が当該作品を取得したこと等に起因して損害が発生した場合であっても、当社は責任を負いません。
- (4) 前号の定めにかかわらず、落札者は、必要事項を記入し、署名又は記名押印をした指示書を当社に郵送することにより、配送による引取りを選択して指示することができます。この場合、当社が指示書による落札者の指示に基づき運送業者（当社又は落札者が選定した運送業者のいずれも含みます。）に作品を引き渡した時点で、落札者に対する引渡しを完了したものとみなします。なお、落札者は、運送業者から作品を受領した場合には、当社に対して、落札者が署名又は記名押印をした受領書を直ちに交付しなければなりません。
- (5) 前号の場合において、当社は、運送業者が提示した法人確認書類、業者証等（当社が指定する確認書類をいいます。）の確認をもって、当社又は落札者から正当に権限を授与された運送業者であると判断した場合、当該運送業者に対して作品を引き渡すものとします。当社が本項所定の手続を経たにもかかわらず落札者以外の第三者が当該作品を取得したこと等に起因して損害が発生した場合であっても、当社は責任を負いません。
- (6) 作品の引渡し完了後の事故（滅失、紛失、盗難、毀損、汚損等）について、当社はその責任を負いません。また、指示書による指示等落札者の求めにより、当社が運送業者を斡旋し、又は作品の梱包を施した場合であっても、その運送業者の選定や梱包の状態にかかわらず、同様にその事故について責任を負いません。落札者は作品の引取りにつき、自らの責任と費用負担において、保険を付す等の対応を行っていただくものとします。
- (7) 作品の引渡後は、落札者は、当社に対し、作品違いの主張を行うことができません。但し、当社が、誤って落札した作品と別の美術品を落札者に引き渡した場合はこの限りでないものとし、落札者は、速やかに引渡しを受けた当該美術品を当社に返還するものとします。
- (8) 落札者は、引渡期間内に作品の引取りができない場合、引渡期間終了後から引き取りの時点までの当社が指定する作品の保管及び保険に要する費用（以下「諸費用」といいます。）を負担するものとします。

### 第 13 条 （権利侵害品）

当社が落札者に NFT の移転又は作品の引渡し（オークション対象に作品が含まれる場合に限り  
ます。）をする以前に、次に掲げる事由が生じた場合、当社は売買契約を催告なしに解除する  
ことができるものとします。この場合、当社は落札者から購入代金の支払を受けているときはこれ  
を無利息で返還するものとし、落札者は当社に対し、損害賠償その他の請求をすることはできな  
いものとします。

- (1) 当該 NFT がその NFT 化に係る美術品等の著作権者でない者により著作権者の同意なく発  
行及び販売され、若しくは第三者の著作権その他の権利又は法律上保護される利益を侵害  
する態様で発行及び販売されている旨の申出があった場合
  - (2) 当該 NFT が法律の定めによる売買禁止物（所持の禁止を含みます。以下本条において同  
じ。）であることが判明した場合
  - (3) 作品について、盗品、遺失、相続、その他の原因の如何を問わず、真正な所有者と主張す  
る者から返還請求があった場合又は作品が法律の定めによる売買禁止物であることが判  
明した場合（オークション対象に作品が含まれる場合に限ります。）
2. オークション対象に作品が含まれる場合で、古物営業法（昭和 24 年法律第 108 号。その  
後の改正を含みます。）第 21 条の規定により警察本部長等が当社に対し保管を命じ、その保  
管の期間の終了日が引渡期間の満了後に到来するときは、その保管の期間の終了まで当社は  
作品の引渡しをせず、第 12 条第 4 項第 2 号の「購入代金の支払を完了した日から 20 日以  
内」とあるのは「警察署長が保管を命じた期間の終了日から 3 日以内」と読み替えて適用す  
るものとします。なお、このため引渡しが遅滞したことに起因する損害について、当社はそ  
の責任を負わないものとします。

### 第 14 条 （落札者の債務不履行）

落札者が支払期間内に購入代金等を支払わないときは、次の各号の定めに従うものとします。

- (1) 落札者は、当社に対し、購入代金（消費税分を除きます。以下同じ。）の未払残金につい  
て、支払期間の最終日の翌日から支払済みに至るまで年 14.6%の割合による遅延損害  
金を支払うものとします。
- (2) 当社は、相当の期間を定めてその支払を催告した後、売買契約を解除することができま  
す。但し、落札者宛に送付した催告状が受取人不在もしくは不明で返送された場合、又は  
落札者が催告状の受取を拒否した場合、当社は売買契約を無催告で解除することができる  
ものとし、その場合、当社が落札者宛に解除通知を発送した時点で売買契約は解除された  
ものとします。
- (3) 売買契約が前号により解除された場合、落札者は当社に対し、直ちに、履行期に達してい  
る他の債務を負担している場合は当該債務に加えて、落札価格の 20%相当額の金員（以  
下「違約金」といいます。）を支払うものとします。なお、落札者から購入代金の一部につ

いて支払がなされた場合において、当該支払額（以下「支払済代金」といいます。）が違約金（履行期に達している他の債務を負担している場合は当該債務を加算した金額とします。以下同じ。）の額を下回るときは、落札者は、当社に対し、直ちに支払済代金と違約金との差額を支払い、支払済代金が違約金を上回るときは、当社は、落札者に対し、支払済代金から違約金相当額を控除して、速やかに残額を返還します。

## 第 15 条 （真贋等の保証）

1. 当社は、作品の真贋、NFT の発行及び販売が第三者の著作権その他の権利又は法律上保護される利益を侵害しないこと、NFT 及び技術仕様等の完全性・確実性・可用性・有用性・落札者の目的及び環境との適合性（NFT に係る作品その他のデータへのアクセス可能性、NFT の取引可能性、NFT 取引プラットフォームその他 NFT を取り扱うサービス及び環境との適合性を含みます。）をいずれも保証しません。買受希望者等は、自らの責任と判断により買い受けの申出（代理人又は使者をして買い受けを申し出る場合を含みます。）をするものとしてします。
2. 前項の定めにかかわらず、当社のカatalogに作品の作者名が断定的に明記され（作者について争いがある旨の記載、「伝○○」、「推定○○作」等作者名の表示が推定に基づくものであることを示す記載、又は「○○派」、「○○工房」、「○○スクール」など必ずしも作者を特定できない記載がなされている場合等を除きます。）、かつ、当該作品の真贋を保証する旨が明示されている場合において、後日当該作品がCatalogに表示された作者の作品でないこと（以下「不真正性」といいます。）が判明し（但し、オークション当時の学者、専門家の知見の水準において一般にCatalogに表示された作者の作品と認識されていた場合、オークション当時に一般的でなかった科学的検査方法若しくは多額の費用を要する検査方法の実施により不真正性が判明した場合、又は作品を傷つける等通常は行われぬ検査方法若しくは破損等により不真正性が判明した場合を除きます。）、当社が当該不真正性を認めるときは、次に掲げる全ての条件を満たす場合に限り、当社は落札者の請求により売買契約を解除し、当該 NFT 及び作品の返還と引換えに購入代金の払戻しをします。但し、当社は、購入代金の払戻しをするほかは責任を負わず、利息及び損害賠償等は一切負担しないものとしてします。
  - (1) 落札者が、当該 NFT 及び作品が落札されたオークションの開催日から3年以内（消費者契約法が適用される場合には5年以内）で、かつ当該作品の不真正性を知った時から3ヶ月以内（消費者契約法が適用される場合には1年以内）に、当該作者の作品ではないことについて当社が納得しうる客観的・合理的な根拠を添えて、オークションの開催日、ロット番号、落札価格を明記した書面により当社に対し請求すること。
  - (2) 落札者が、当社に NFT を移転すること。
  - (3) 落札者が、当社に作品の完全な所有権を移転し、かつ、作品をオークション当時の状態で当社に引き渡すこと（オークション対象に作品が含まれる場合に限りです。）。

## 第 4 章 作品が美術品以外である場合の特則

## 第 16 条 (条文の適用)

1. 作品が美術品以外の商品である場合、前条は適用されないものとします。
2. 当社は、美術品以外の作品に関し、その内容等に応じて本規約とは別に特約を定めることがあります。特約の制定は、第 2 1 条に規定する本規約の変更に準じて行うものとします。

## 第 17 条 (酒類の引渡し)

1. ワイン等の酒類（以下「酒類」といいます。）が買受希望者等により落札された場合は、第 8 条第 1 1 項の定めにかかわらず、オークションがハンマーを打ち、第 1 0 条第 2 項及び次項第 2 号で定める電子メール若しくは書面を当社が落札者に対して発送した時点において売買契約が成立するものとします。
2. 落札者は、酒類を取引する場合は、落札した酒類の引渡しについて、第 1 2 条第 4 項各号の定めにかかわらず、次の各号に従うものとします。
  - (1) 酒類の引渡しは、当社が斡旋する運送業者（以下「指定運送業者」といいます。）の搬送によるのみ行うものとし、落札者は当社の斡旋に従うものとします。
  - (2) 当社は、オークション終了後、請求書を落札者宛に郵送又は電子メールにて送信します。
  - (3) 落札者は、落札者が請求書に基づき購入代金（購入代金のほかに、当社に対して履行期に達している債務がある場合は、同債務及び搬送にかかる梱包代金を加算した金額とします。以下同じ。）の支払を完了した日から 2 0 日以内（但し、この期間の最終日が営業日でない場合にはその翌営業日までとします。以下、この期間を「引渡期間」といいます。）に、搬出が完了するよう自らの費用負担において指定運送業者に対して酒類の搬送を実施させるよう当社に委託するものとし、当社は落札者からの当該委託に基づいて、落札者に代わって当該酒類の搬送を指定運送業者に委託するものとします。なお、オークション開催月の翌月末までに搬出が完了しない場合、落札者の費用負担により酒類の引渡しが完了するまで当社の斡旋する倉庫業者に酒類の管理を委託されることに同意するものとします。
  - (4) 落札者は、当社の事前の書面による承諾を得ない限り、落札者本人又は代理人が当社において落札作品を引き取ることはできないものとします。また、落札者以外の第三者が当該商品を取得したこと等に起因して損害が発生した場合であっても、当社は責任を負いません。
  - (5) 落札者が、購入代金の全額を支払い、指定運送業者に対して落札者に酒類を搬送することを委託した時点で、落札者に対する酒類の引渡しが完了したものとみなします。
  - (6) 酒類の引渡し完了後の事故（滅失、紛失、盗難、毀損、汚損、不足、漏損等）について、当社は一切責任を負いません。また、指定運送業者の選定や梱包の状態にかかわらず、同様にその事故について責任を負いません。落札者は酒類の引取りにつき、自らの責任と費用負担において、保険を付す等の対応を行うものとします。

- (7) 酒類の引渡後は、落札者は、当社に対し、酒類違いの主張を行うことができません。但し、当社が、誤って落札者が落札した酒類と別の酒類を落札者に引き渡した場合はこの限りでないものとし、落札者は、速やかに引渡しを受けた当該酒類を当社に返還するものとし、

#### **第 18 条 (酒類に関する品質等の不保証)**

当社は、カタログにおける酒類の解説、説明（銘柄名、醸造者、原産地、製造者、年代、サイズ、状態等）の正確性、瑕疵及び欠陥の説明、並びに酒類自体の瑕疵、欠陥について一切の責任を負わないものとし、また、酒類は、酒の漏損、ケース、ラベル、コルク等の自然変化が当然生じることを買受希望者等はあらかじめ承諾するものとし、

### **第 5 章 販売委託**

#### **第 19 条 (販売委託)**

1. 当社に当社の名でオークションにより NFT 及び作品を販売することを委託しようとする者は、本規約及び当社が別に定める販売委託に関する約定に従い、販売の委託を申し込むものとし、
2. 販売委託者は、当社に対し、販売委託に係る NFT について、当該 NFT の発行及び販売が第三者の著作権その他の権利又は法律上保護される利益を侵害しないことを保証するものとし、
3. オークション対象に作品が含まれる場合、販売委託者は、当社に対し、販売委託に係る作品について完全な所有権を有すること又は完全な所有権に基づき販売委託をすることができ、

#### **第 20 条 (最低売却価格)**

1. 販売委託者は、NFT 及び作品の最低売却価格を日本円にて設定することができます。
2. 当社は、最低売却価格が設定された場合、当社及び販売委託者間において別段の合意がなされた場合を除いて、最低売却価格を下回る金額で NFT 及び作品を売却しません。
3. 最低売却価格は評価額の上限を超えることはありません。
4. 一度設定された最低売却価格は、当社の同意のない限り変更することができないものとし、

### **第 6 章 雑則**

#### **第 21 条 (規約の変更)**

当社は、法令等に反しない範囲において、その裁量により本規約を変更することができるものと  
し、本規約の適用対象となる者は、これに従うものとします。本規約を変更する場合、当社は、  
当社ウェブサイトにおいて、本規約を変更する旨、変更後の本規約の内容及びその効力発生時期  
を告知します。

## 第 22 条 （禁止事項）

1. 販売委託者、買受希望者等その他本規約の適用対象となる者は、当社が作製するカタログ  
（オンラインカタログを含む。）に掲載する写真、図版、解説及び作品のコンディション確認  
に供するため当社が作製する画像データその他作品に関する一切の内容及び説明を、当社の  
事前の書面（電磁的記録を含む。）による承諾なく使用（不特定多数の目に触れるメディア等  
への掲載を含む。）してはならないものとします。
2. 販売委託者及び買受希望者等は、本規約に基づく当社に対する権利、義務及び地位を、当社  
の事前の書面（電磁的記録を含む。）による承諾なく第三者に譲渡し、又は担保に供してはな  
らないものとします。

## 第 23 条 （損害の賠償）

販売委託者、買受希望者等その他本規約の適用対象となる者が、本規約の各条項のいずれかに違  
反することにより当社が損害又は損失（弁護士費用、特別又は間接の損害を含むが、これらに限  
りません。）を被ったときは、当社はその賠償を請求できるものとします。

## 第 24 条 （責任の範囲）

1. 当社は、天災地変、内乱、騒乱その他の不可抗力（NFT に用いられるブロックチェーンに係  
るハードフォークの実施、暗号の解読その他 NFT が用いる技術に由来する事項を含みます。）  
により生じた損害について、一切の賠償義務を負わないものとします。
2. 当社が作品の保管義務を負う場合であって、当社の故意又は過失により、作品が滅失、紛失、  
盗難、毀損等した場合は、作品の評価額（NFT の評価額を含まない金額とします。）の下限の  
額を基準として、損害を賠償します。但し、賠償の額は、当社が別途損害保険会社と締結す  
る損害保険契約に基づき、現実に支払われる保険金の額を上限とします。
3. 前二項に規定するもの以外については、当社は、当社に故意又は重大な過失がある場合を除  
き、損害賠償責任を負わないものとします。また、損害賠償義務を負担する場合も、損害賠  
償の範囲は通常かつ直接の損害に限られるものとします。

## 第 25 条 （反社会的勢力の排除）

1. 販売委託者、買受希望者等及び落札者は、自己及び自己の役員等が、暴力団、暴力団員、暴  
力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋  
等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力

団員等」と総称します。)に該当しないこと、及び次に掲げるいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 販売委託者、買受希望者等及び落札者は、自ら又は第三者を利用して次に掲げるいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。
- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
  - (5) 前各号に準ずる行為
3. 当社は、販売委託者、買受希望者等又は落札者が前各項の確約に反し、又は反していると合理的に疑われる場合、催告その他何らの手続を要することなく、直ちに該当者との取引の全部若しくは一部を停止し、又は該当者との契約の全部若しくは一部を解約することができるものとします。なお、当社は、かかる合理的な疑いの内容及び根拠を説明し又は開示する義務を負わないものとし、取引の停止又は契約の解約に起因し又は関連して該当者に損害等が生じた場合であっても、何ら責任を負わないものとします。
4. 販売委託者、買受希望者等又は落札者が第1項又は第2項の確約に反したことにより当社が損害を被った場合、該当者は当社に対し、その損害を賠償するものとします。

## 第26条 (準拠法)

本規約は、日本法を準拠法とします。

## 第27条 (合意管轄)

本規約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上